

副市長レビュー（秋）協議事項調書

1 部局名 (課名)	学校教育部 (教育総務課)
2 協議事項 (案件名)	スクールロイヤー制度の導入について
3 背景・現状 (現状把握できる統計数値など)	<p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校への過剰な要求や対外的なトラブル等に対して、2019年度から庁内弁護士に直接相談できる支援体制を整えているが、近年、学校が抱える問題は複雑化・多様化しており、教育や福祉、子供の権利等の視点を取り入れた助言が求められている。 ・問題やトラブルの未然防止、早期発見・解決には、校長や教員一人一人の危機管理能力や法的思考力の向上が必要となっている。 <p>【他都市の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定都市 15 市がスクールロイヤー制度を導入している。 ・静岡県、静岡市、藤枝市は、静岡県弁護士会と協定を締結し、スクールロイヤーを活用した事業を実施している。 静岡県：2019年7月～ 藤枝市：2021年4月～ 静岡市：2022年9月～ <p>【議会質問等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年度第1回総合教育会議でいじめ問題への対応について協議した際、スクールロイヤー制度の導入を求めるご意見をいただいた。 ・本年9月議会で市民クラブの鈴木真人市議から、法的相談体制の充実について質問があり、スクールロイヤー制度の早期導入に向けて取り組んでいくと答弁した。
4 検討経過・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施にあたり、弁護士謝礼・交通費等の経費が必要となる。
5-1 方向性の提案(目指すべき姿)	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールロイヤーを活用した事業を実施する。 ・事業実施に向けて、県弁護士会と調整を進める。 <p>【学校からの法律相談事業】 ※相談1件につき1時間以内</p> <p>①学校が抱える問題やトラブルの初期対応段階において、学校がとるべき法律上適切な対応について助言等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆学校管理職から直接スクールロイヤーへ相談できるスキームを構築 (教育委員会が相談内容を事前に確認) <p>【教職員の危機管理能力等向上事業】</p> <p>②部会(市立小中学校をエリアで分けたもの。1部会から8部会までである。)が主催する研修等において、地域の具体的な問題や事例に対する法的側面からの指導・助言や危機管理能力や法的思考力、コンプライアンス意識の向上に資する講義を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆部会ごとの担当ロイヤー配置を目指す <p>①+② = 737千円 (2023年度当初予算内示)</p>

<p>5-2 上記の方向性決定に向け議論する事項(妥当性、必要性、有効性など)</p>	<p>・本事業のよりよい運営方法を確立するため、個々の弁護士との委託契約ではなく、事業の実施要領に基づき運用し、随時見直しを図っていく。</p>	
<p>6 結果</p>	<p><input type="checkbox"/>提案どおり進める <input checked="" type="checkbox"/>提案内容を一部見直して進める <input type="checkbox"/>再度、調査研究等を行い検討 <input type="checkbox"/>その他</p>	<p>具体的内容</p> <p>再度、県弁護士会と調整の上、委託契約での実施も含めて検討し、個別協議すること。</p>
<p>7 その他</p>		